

# ～二宮町こども医療費助成制度のご案内～

(令和6年4月1日～)

## 対 象

町内にお住いで0歳から18歳に到達する年度の末日(3月31日)までにある方

※ただし、次の方は対象になりません。

- ①健康保険に加入していない方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童福祉施設等(母子寮を除く)に入所している方
- ④重度障害者医療費助成の対象者
- ⑤ひとり親家庭等医療費助成の対象者
- ⑥その他の公費負担制度を受けている方

(自己負担額がある場合は、この制度の対象になることもあります。医療機関では両方の医療証を提示してください。)

## 助 成

入院・通院費用の自己負担額(保険適用分)が無償となります。保険適用外のものや、入院時食事療養標準負担額等は、助成の対象になりません。

## 診 療 の 受 け 方

### ①神奈川県内で病院にかかった場合

こども医療証を医療機関窓口にお子さまの健康保険証と一緒に提示してください。

### ②神奈川県外で病院にかかった場合・こども医療証を忘れた場合など

県外の場合は医療証が使用できませんが、払い戻しでの給付(償還払い)が可能です。医療機関等の窓口では健康保険証のみを利用し、いったん窓口で自己負担額をお支払ください。後日、町子育て・健康課窓口で申請いただければ償還手続きをいたします。なお、申請期限は受診月の1年後の同月までとなりますのでお早めに申請してください。

#### 【申請時に必要なもの】

- ・お子さまの健康保険証
- ・こども医療証
- ・領収書(医療機関の押印のあるもの)
- ・保護者(申請者)の預金通帳など振込口座がわかるもの
- ・給付決定通知など(健康保険証なしで医療を受診した場合)

### ③神奈川県外の国保組合にご加入の方や医療証を取り扱わない医療機関での受診

上記②と同様に、償還払いが可能です。いったん窓口で自己負担額をお支払ください。後日、町子育て・健康課窓口で申請いただければ償還手続きをいたします。

※全国建設工事業国保組合及び全国土木建築国保組合を除く。

## 医療証の有効期限

0歳～18歳に到達する年度の末日(3月31日)まで

※長期間使用するものとなりますので、大切にご使用ください。

※汚れ・破損・亡失等した場合は、お子さまとの関係のわかる身分証明証(運転免許証、健康保険証など)をご持参のうえ、町子育て・健康課窓口までお越しください。随時再発行いたします。

## その他

次の場合は、子育て・健康課窓口で手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②加入する健康保険が変わったとき
- ③医療証を紛失、汚損したとき
- ④世帯状況が変わったとき

※手続きの際には、お子さまとの関係のわかる身分証明証(運転免許証、健康保険証など)、お子さまの健康保険証をお持ちください。

問い合わせ先

二宮町役場

健康福祉部 子育て・健康課 子育て支援班(役場地下1階)

TEL 0463(71)5862(直通)